

海老山公園 再整備基本計画



令和7年(2025年)8月

広島市佐伯区

目次

第1章 基本的事項	1
1 背景と目的	1
2 対象区域	1
3 海老山公園の概要	2
第2章 現状と課題	5
1 現状	5
2 課題	6
第3章 基本方針	8
第4章 再整備に係る主な意見	9
第5章 再整備の方向性	10
第6章 再整備の内容	11
1 取組とスケジュール	11
2 基本計画図	12
第7章 取組の内容	15
1 駐車場の新設・アプローチ園路の再整備等	15
2 舗装広場・防災備蓄倉庫等の整備	18
3 トイレの再整備	20
4 多目的広場の整備	22
5 設備の再整備	23
6 ピクニック広場の再整備	24
7 入口広場の再整備・冒険遊具ゾーンの整備	26
8 自然ゾーン・眺望広場	28
9 植栽計画	30
第8章 維持管理運営について	31
1 維持管理運営の項目	31
2 管理運営のルール等の検討	32
3 管理運営の体制づくり	32

第1章 基本的事項

1 背景と目的

海老山公園は、豊かな自然を有する標高 50m程度の小山で古い歴史を持ち、桜の名所でもあり、地域の人々に親しまれてきた公園である。一方で、供用開始から50年以上が経過し、遊具やトイレなどの施設の老朽化、樹木の繁茂による見通しの悪化、桜の老木化などにより、公園の機能や魅力が低下し、利用者が限定で十分な活用がなされていない状況である。

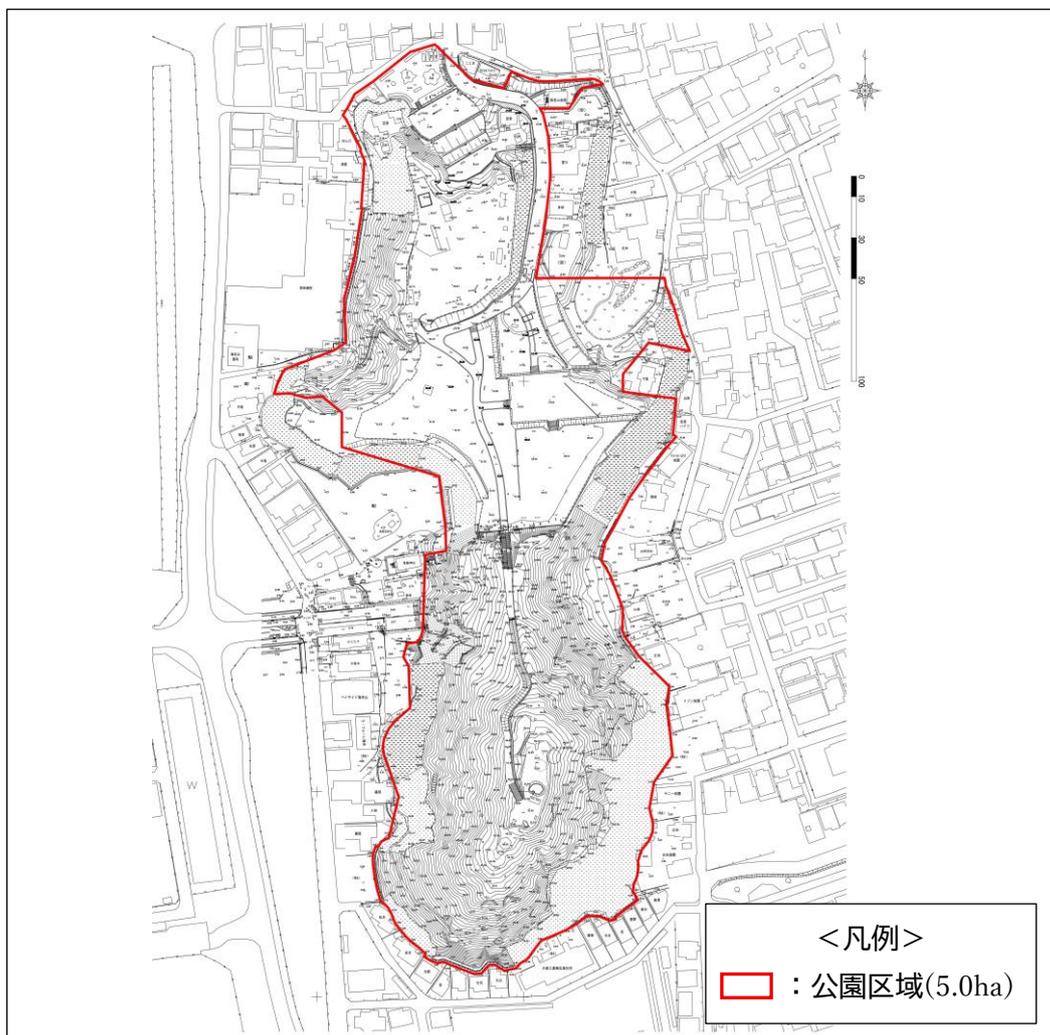
また、海老山公園は地震・津波発生時の指定緊急避難場所に指定されているが、避難路に夜間照明が無く、避難路となる階段が急勾配で狭いなど、防災面の機能向上が望まれている。

こうした課題を踏まえ、貴重な地域の財産である海老山公園が今後とも地域の多様なニーズに対応できる場として、明るく魅力的で、かつ防災上の機能を有する公園となるよう、令和5年度に策定した「海老山公園再整備基本構想（以下、「基本構想」とする）」に基づき、地域住民等の関係者の意向を反映しながら、再整備に向けた基本的な内容を定めた「海老山公園再整備基本計画」を策定する。

2 対象区域

本計画は、海老山公園（5.0ha）全域を対象とする。

全体が丘陵地で南側の頂上部は標高 53m程度、斜面部を除いた利用可能面積は約 1.5ha である。



3 海老山公園の概要

(1) 公園概要（令和7年8月時点）

ア 諸元

項目	内容
公園名称	海老山公園
公園種別	近隣公園
所在地	広島市佐伯区海老山町6番
用途地域	第一種住居地域
公園面積	5.0ha
土地所有者	広島市
経緯	昭和41年（1966年）～42年（1967年）：国補により園路、遊戯施設整備 昭和43年（1968年）10月：供用開始（5.4ha） 昭和49年（1974年）～昭和52年（1977年）：造成、園路、階段、植栽工事 昭和57年（1982年）3月：名称及び区域の変更（5.0ha） 昭和60年（1985年）3月：合併により佐伯郡五日市町から広島市に承継

(2) 法規制

ア 建築面積、運動施設面積の制限

- ・都市公園内に整備可能な建築面積、運動施設面積には制限がある。（都市公園法）
- ・海老山公園（A=5.0ha）における許容建築面積、許容運動施設面積は下表のとおり。

海老山公園全体の面積		50,000㎡ …①
建築物	許容建築面積	備考
一般施設 ^{※1}	1,000㎡ (①×2%)	
特例施設1 ^{※2}	5,000㎡ (①×10%)	
特例施設2 ^{※3}	5,000㎡ (①×10%)	
運動施設	許容運動施設面積	備考
運動施設 ^{※4}	25,000㎡ (①×50%)	

※1：公園面積の2%まで建築できる公園施設（便益施設、管理施設など）

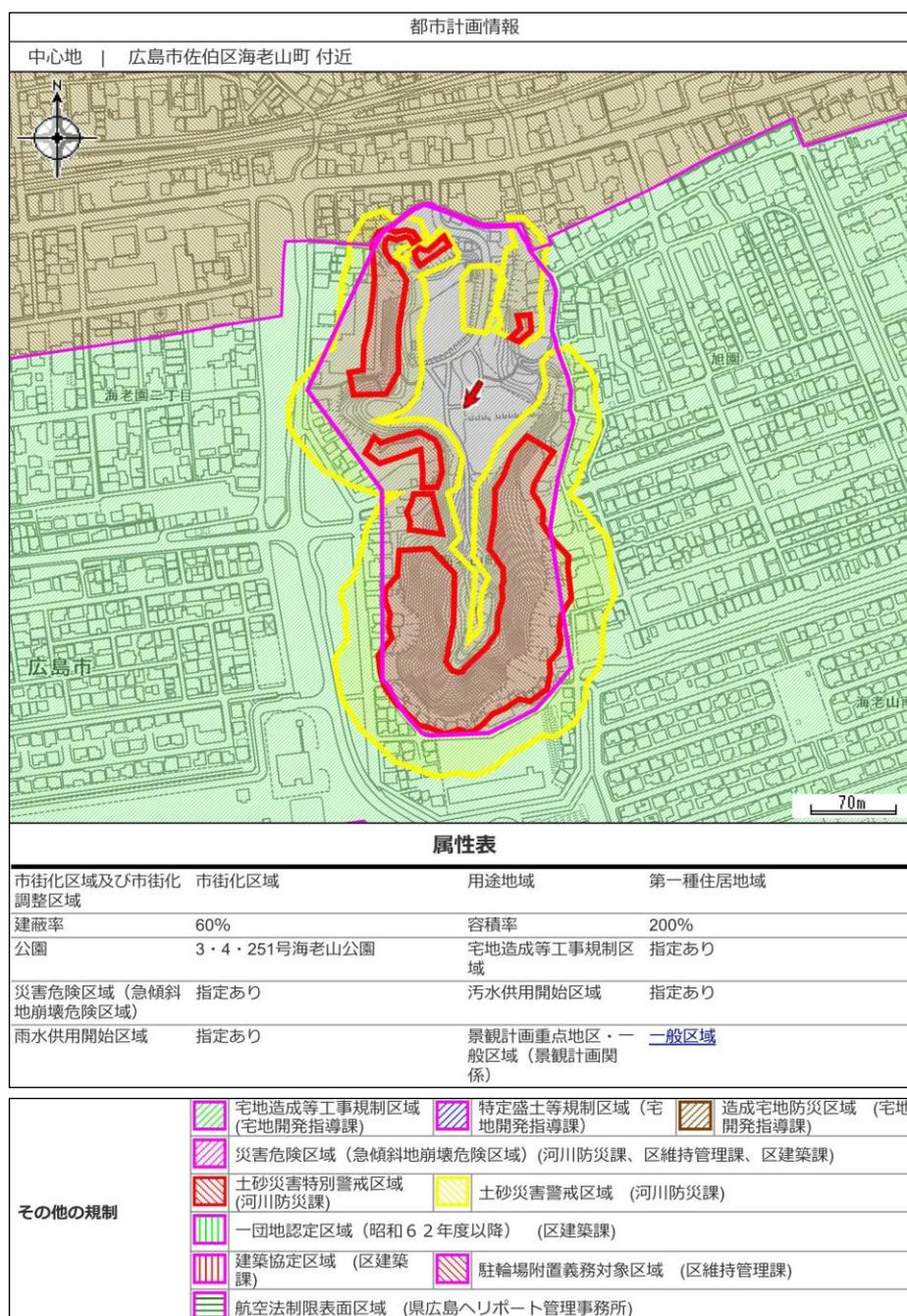
※2：一般施設に加えて、公園面積の10%まで建築できる公園施設（休養施設、運動施設、教養施設、災害用備蓄倉庫など）

※3：一般施設、特例施設1に加えて、公園面積の10%まで建築できる公園施設（屋根付き広場など高い開放性を有する建築物）

※4：運動施設の総面積は公園面積の50%を超えてはならないとされている。

イ その他法規制

- ・公園全域が宅地造成等工事規制区域に指定されている。盛土規制法においては、宅地とは公園（都市公園法の公園等）以外の土地とされているため、海老山公園については盛土規制法の許可は不要である。
- ・都市計画法第29条第1項第3号の公益上必要な施設（都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物）として、開発行為の許可は不要。
- ・公園全域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、工作物の設置、造成、立竹木の伐採等、区域内で急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為には広島県知事の許可を受ける必要がある。
- ・公園区域の斜面部分は概ね全域が土砂災害特別計画区域、土砂災害警戒区域に指定されている。



（出典：広島市ホームページ「ひろしま地図ナビ」）

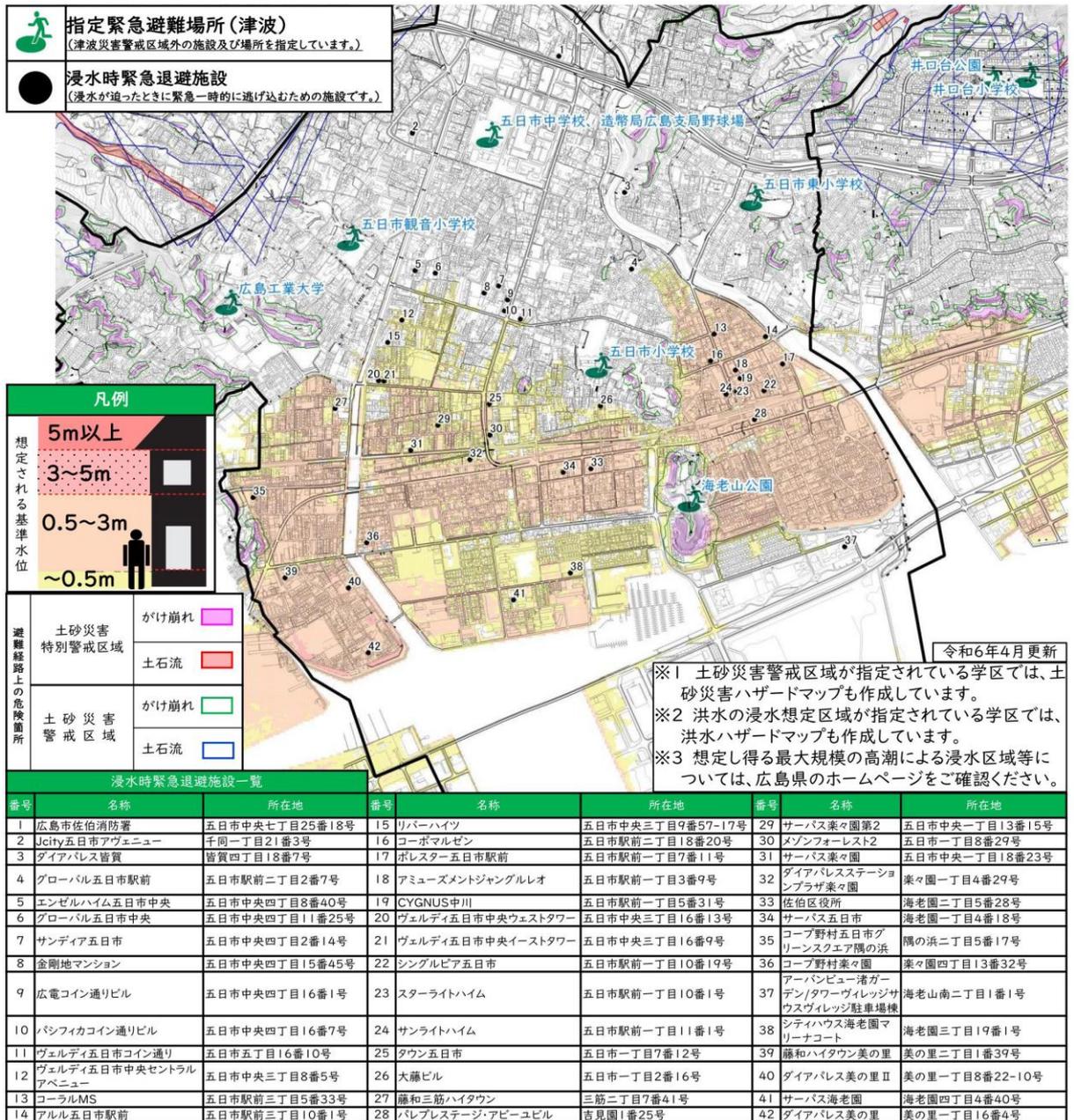
(3) 上位関連計画

ア 海老山公園再整備基本構想（令和6年6月）

- ・直接の上位計画であり、基本方針、基本構想を踏まえる必要がある。

イ 広島市地域防災計画（令和7年3月修正）

- ・海老山公園は、公園全体が丘陵地の高台であることから、地震・津波発生時の「指定緊急避難場所」に指定されている。
- ・海老山公園の周辺住宅地は地盤面から最大高さ 3.0m の津波が想定されており、指定緊急避難場所への非難が困難な場合はビルやマンション等で「浸水時緊急退避施設」に指定された建物への緊急一時的避難が想定されている。



(出典：広島市津波ハザードマップ)

第2章 現状と課題

1 現状

(1) アンケート調査及びヒアリング調査

令和6年度に海老山公園の現状を把握するため、インターネットや紙によるアンケート調査や、公園利用団体等へのヒアリング調査を実施した。

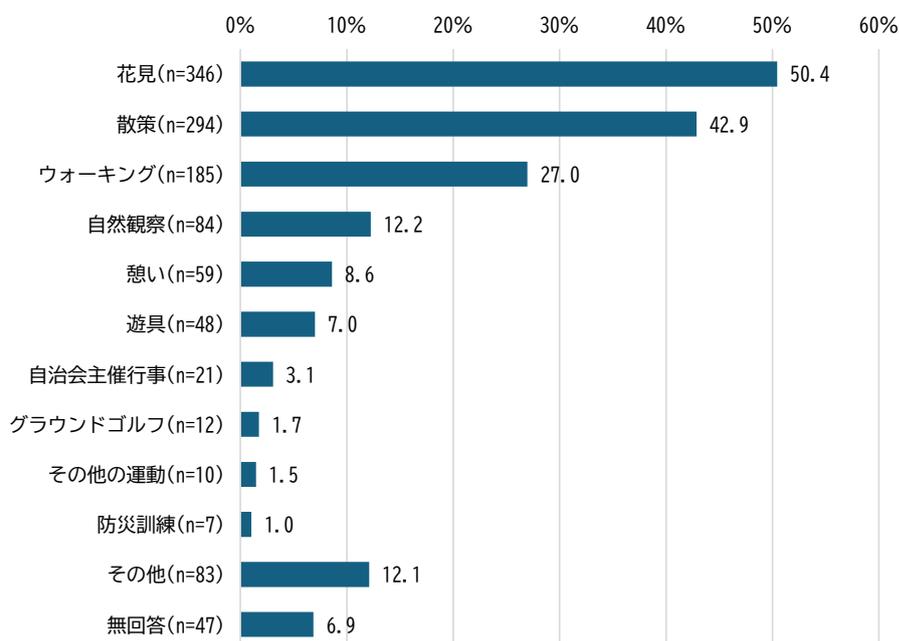
アンケート調査は686件の回答が得られ、公園利用団体等へのヒアリングは6団体に行った。

(2) 利用状況

- ・桜の名所として現在でも多くの利用が見られる。
- ・公園の利用目的は、アンケート調査によると、花見が最も多い。桜の時期を除いた日常的な利用としては、散策、ウォーキング、自然観察、憩い、遊具遊び等が多い。
- ・公園利用団体等へのヒアリング調査によると、定例的な利用として週3回のグラウンドゴルフ利用及び清掃活動、運動会利用等が行われている。

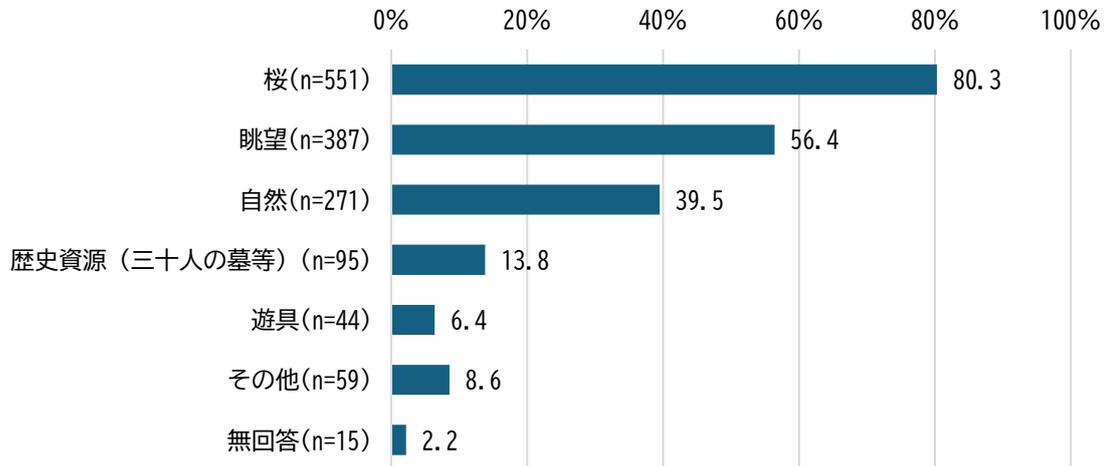


花見の利用状況（令和7年4月）



(3) 海老山公園の良いところ

- ・現在の海老山公園の良いところとして、アンケート調査によると、桜、眺望の良さ、自然の豊かさ、歴史資源（三十人の墓等）が評価されている。
- ・公園利用団体等へのヒアリング調査によると、海老山及び周辺には五日市の成り立ちや変遷を語ることができる歴史資源や伝承が多く存在し、五日市の歴史を解説しやすい場所であることが挙げられている。



現在の海老山公園の良いと思うところや魅力
(アンケート調査の結果)



眺望



歴史資源（三十人の墓）

2 課題

(1) 草木の整理・防犯性の向上

- ・草木が生い茂って暗く、夜間も照明灯が少なく暗い。アンケート調査では「改善したい点」の1位が「草・樹木の整理」、2位が「防犯・安全」に関する意見であった。
- ・見通しの改善や照明灯による防犯性の向上が必要である。



草木の繁茂状況

(2) アプローチや避難経路の改善・防災機能の向上

- ・海老山公園は地震・津波発生時の指定緊急避難場所に指定されており、平常時や災害避難時の公園へのアプローチの改善（急な登り坂や階段）や、指定緊急避難場所としての機能向上が必要である。
- ・アンケート調査では「改善したい点」の5位が「道・階段の整備」、6位が「防災・避難場所」であり、改善を要望する意見が多く寄せられている。



急な登り坂



階段

(3) 老朽化したトイレや施設の改善

- ・老朽化したトイレ（汚い、使いにくい、バリアフリー未対応）や施設の改善が望まれている。アンケート調査では「改善したい点」の3位が「トイレ」、7位が「遊具・遊び場」である。



トイレ



遊具

(4) 山火事の防止

- ・公園周辺部の樹林地沿いには民家が多く隣接しており、公園利用団体等へのヒアリング調査によると、バーベキュー利用による廃炭の放置等による山火事の発生が懸念されている。山火事を防止するためのバーベキュー利用のルールづくり等が求められている。



バーベキュー利用の廃炭の放置

第3章 基本方針

恵まれた自然と歴史的な資源を活かし、平常時は地域住民や来訪者が憩い、遊び、楽しむにぎわいや交流の場として機能するとともに、災害時には住民が安心して避難できる場として、海老山公園を地域で活用し、育て、将来につないでいく。

基本理念

海老山公園の豊かな自然と歴史を活かした「にぎわい（交流）」、「やすらぎ（憩い）」、「あんしん（防災）」の森を継承する。



にぎわい（交流）・やすらぎ（憩い）

地域住民の交流、憩い、遊び、学びの場として、利用価値の維持・充実を目指す。

あんしん（防災）

地域住民の地震・津波発生時の指定緊急避難場所としての維持・充実を目指す。

3つの基本方針

協働の管理運営

地域住民と行政との協働により、地域の魅力や防災力の向上に資する管理運営を目指す。

第4章 再整備に係る主な意見

アンケート調査（686件）、公園利用団体等へのヒアリング調査（6団体）、海老山公園の再整備に向けたワークショップ（2回）、海老山公園再整備協議会（3回）では、今後の海老山公園の使い方等について下表のような意見が寄せられた。

種別	主な意見 …海老山公園の使い方、そのために必要な施設	
交流 憩い 遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・桜の健全化 ・桜咲く広場を見渡せる場 ・桜のライトアップ ・地域のイベントが楽しめる場（段差を無くした広い利用空間） ・イベントステージ ・防災備蓄倉庫にコミュニティスペース（地域の集会の場や倉庫）の機能を付加 ・多世代が遊べる場のゾーニング（幼児、小学生、高齢者） ・インクルーシブな遊び場 ・斜面地形を活かした冒険的な遊具 ・健康づくり（健康遊具など） ・入口広場にもトイレ ・球技（テニス、バスケットボール、グラウンドゴルフなど）が楽しめる場 	
歴史 自然 学び	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史散策イベント ・歴史解説板（地名の由来など） ・山頂の眺望を屋根で阻害しない ・今の自然な山の良さを活かす ・竹など自然を活用したイベント ・小中学校や公民館との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝承の紹介 ・山頂広場での歴史解説スペース ・ARによる山城復元 ・桜以外の四季を楽しむ ・屋根（学習利用にも対応） ・山頂広場までの距離表示
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路の整備 ・南側避難路の新設 ・北側の階段避難路の確保（遊具階段の拡幅） ・防災備蓄倉庫 ・非常用トイレ ・耐震性貯水槽 ・かまどベンチ ・防災運動会 	
安心安全 バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しの改善（明るく安全な公園） ・照明灯の整備（自然ゾーンは設置しない） ・誰もが使いやすいトイレ ・落雷対策 	
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・これからも地域の情報交流が必要 ・管理運営のルールや体制の検討が必要 ・アンケート回答者の3割が、地元、関係団体、行政などが公園のルールづくりやイベント調整等で定期的に協議する「公園協議会」に興味があると回答。 	

第5章 再整備の方向性

基本方針のもと、現状や課題、再整備に係る意見を踏まえ、再整備の方向性を下記のように設定する。

①地域住民の交流、憩い、遊び、学びの場として、利用価値の維持・充実を目指す。

- 地域のイベントや交流を通じて地域コミュニティが高まる公園とする。
- 花見の場の継承と魅力化に取り組む（バーベキュー利用ルールづくり等の検討）。
- 地形や歴史・自然資源等を活かし、幼児、小学生、高齢者など多世代が遊び学べる公園とする。
- 安心安全で利用しやすい公園とする（公園へのアプローチの改善、見通しの改善、照明灯の設置など）。

②地域住民の地震・津波発生時の指定緊急避難場所としての維持・充実を目指す。

- 避難時の必要機能の整備と、避難弱者を含めた避難の仕組みづくりや防災イベントに取り組む。

③地域住民と行政との協働により、地域の魅力や防災力の向上に資する管理運営を目指す。

- （仮称）海老山公園維持管理運営協議会を設立し、管理運営の継続的な改善に取り組む。

第6章 再整備の内容

1 取組とスケジュール

再整備の方向性を踏まえ、個別の取組内容を下記のように設定し、短期、中期、長期の3段階で取り組んでいくこととする。

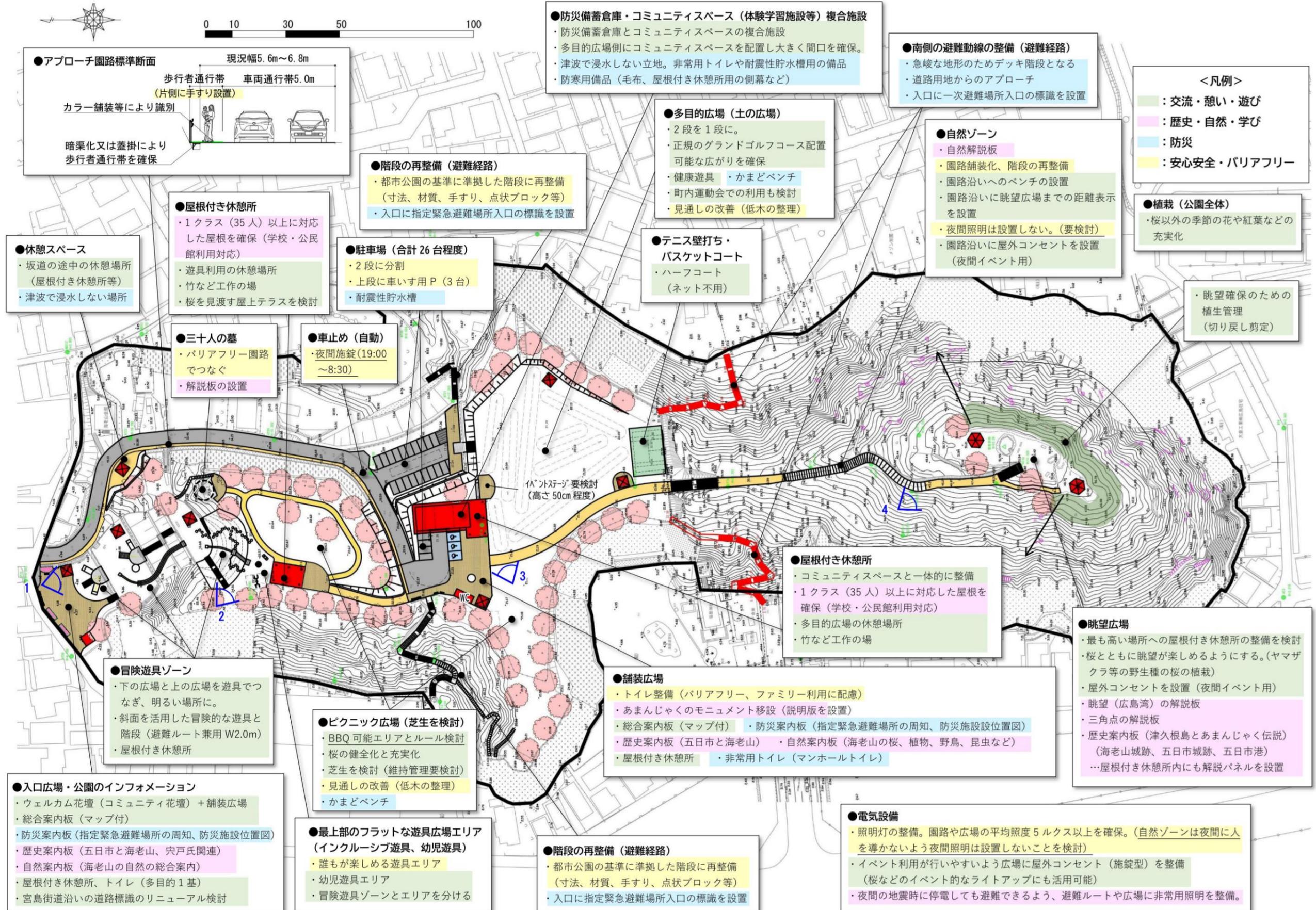
「防災機能」を最優先としつつ、「交流・憩い・遊び」「歴史・自然・学び」の取組については主要部から取り組む。

整備時期	期間	考え方
短期	概ね3～5年間	「防災機能」の整備を最優先とし、地震・津波発生時の指定緊急避難場所として必要な最低限の整備を行う。 合わせて、「交流・憩い・遊び」「歴史・自然・学び」の拠点となる多目的広場を整備する。
中期	概ね5～8年間	駐車場部への耐震性貯水槽、入口広場～ピクニック広場にかけての整備を行う。
長期	概ね9年以降	自然ゾーン（眺望広場合む）の整備を行う。 南側の避難経路については、他の道路整備事業と調整しながら整備を行う。

表 取組のスケジュール

種別	主な取組	短期	中期	長期	概算事業費
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の新設 ・アプローチ園路の再整備 ・階段の再整備（避難経路） ・多目的広場 				約4.0億円
交流・憩い・遊び					
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装広場（非常用トイレ等） ・防災備蓄倉庫・コミュニティスペース（体験学習施設等）複合施設 ・屋根付き休憩所 ・トイレ 				約1.5億円
交流・憩い・遊び					
歴史・自然・学び					
交流・憩い・遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・ピクニック広場（屋根付き休憩所含む） ・入口広場（多目的トイレ含む） ・冒険遊具ゾーン 				約3.5億円
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性貯水槽 				約1.5億円
歴史・自然・学び	<ul style="list-style-type: none"> ・自然ゾーン（眺望広場） 				約1.5億円
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・南側の避難経路 				約3.0億円
合計					約15.0億円

2 基本計画図





視点1 入口広場から冒険遊具ゾーンを見上げる（明るく開けた斜面を冒険的な遊具と階段でつなぐ）



視点2 最上部の冒険遊具ゾーンとピクニック広場（屋根付き休憩所、幼児遊具、インクルーシブ遊具）

※イメージスケッチは、現時点のイメージであり、実際の整備内容とはデザイン、仕様等が異なる場合があります。



視点3 防災備蓄倉庫・コミュニティスペース複合施設と多目的広場（屋内～半屋外を一体的に活用可能）



視点4 眺望広場（樹林管理で左右の市街地側にも眺望を開き、解説パネル付きの屋根付き休憩所を配置）

※イメージスケッチは、現時点のイメージであり、実際の整備内容とはデザイン、仕様等が異なる場合があります。

第7章 取組の内容

1 駐車場の新設・アプローチ園路の再整備等

(1) 整備方針

- ・ 車いす利用者も含めて自家用車で舗装広場までアプローチできるようにする。
- ・ アプローチ園路、東西の階段ルートを安全に利用できるようにする。
- ・ 南側の東西に避難路となる階段ルートを整備する。

(2) 整備イメージ

ア 駐車場の新設

- ・ 車いす利用者も含めて自家用車で舗装広場までアプローチできるよう、駐車場（最大 26 台程度）を整備する。そのうち、最も利便性が高い場所に車いす利用者用駐車区画（おもいやり駐車区画）を 3 台整備する。（「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」では 50 台未満の駐車場に車いす利用者用駐車区画 1 台以上とされており、2 台余裕を見て合計 3 台とする。）
- ・ 緊急車両や関係者以外の車両が駐車場やアプローチ園路から舗装広場等に入らないよう、車止め（可動式）で制御する。
- ・ 夜間（19:00～8:30）は防犯上、車両の乗り入れはできないよう、駐車場手前に自動施錠型の車止め（タイマー制御）を整備する。災害時等、緊急の場合は解除できるようにする。
- ・ 災害避難時に上水が使用できるよう耐震性貯水槽（100 m³）を整備する。



自動施錠型の車止めの事例
（みずとりの浜公園・19:00～8:30 に施錠）



車止め（可動式）
（茨城県守谷市ビスタシティ）

イ アプローチ園路の再整備

- ・アプローチ園路は、当面は現状の幅員（5.6m～6.8m）の中で、車両通行帯を5.0m確保し（小型自動車等が徐行して離合可能な幅員）、残りの幅員（0.6m～1.8m）を歩行者通行帯として、カラー舗装等により歩車分離を図る。既存の側溝（開渠）は暗渠化または蓋掛けを行い歩行者通行帯の一部とする。^{※1}
- ・アプローチ園路の縦断勾配は、車いすで登坂可能な勾配（8.0%以下）に抑えることは地形上困難であるため、当面は現状の縦断勾配（最大13.5%）のまま活用する。歩行者が登りやすいよう歩行者通行帯には手すりを設置する。
- ・アプローチ園路の途中（標高9.0～10.0m付近・津波で浸水しない）の園地側を造成して屋根付き休憩所を整備し、アプローチの途中で日陰で座って休憩できるようにするとともに、コーナー部分の視距を広げ安全性の向上を図る。
- ・アプローチ園路の起点（公園入口）には、分かりやすい場所に、指定緊急避難場所の入口を明示する標識を設置する。

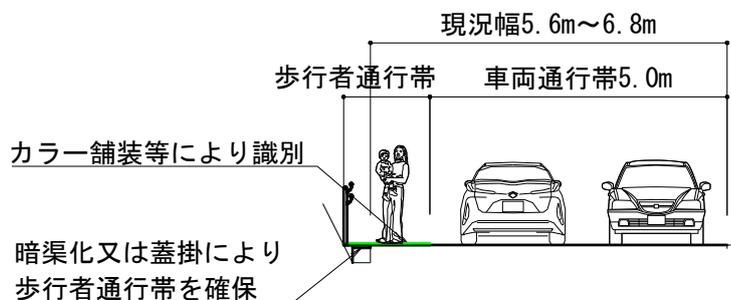


図 アプローチ園路標準断面図

※1：災害時には、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省）における、災害時の園路幅員ランク2（大型緊急車両1台又は小型緊急車両1台と、ある程度の避難者がすれ違い可能な園路…概ね5～6m）に対応できる幅員である。

ウ 階段の再整備（避難経路）

- ・既存の東西の階段は、車いすで登坂可能な勾配（8.0%以下）のスロープ造成は困難であり、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に準拠した安全で移動しやすい階段に再整備する。（両側への二段手すりの設置、平坦で硬く締め滑りにくい階段踏面、高さ2.5m以下ごとの踊り場の確保、階段の蹴上げと踏面の寸法、点状ブロックの設置など）
- ・階段の踊り場には、できるだけベンチ等の腰を下ろして休憩できる場所を確保する。
- ・階段の幅員は2.0m以上確保する。2.0mは3人が同時に移動できる幅員であり、避難時に、負傷者や高齢者が介助者とともに階段をゆっくりと登っていても、急ぐ人が追い越すことができ、階段で避難者の渋滞が発生しにくい。
- ・周辺道路からの入り口には、分かりやすい場所に、指定緊急避難場所の入口を明示する標識を設置する。

工 南側の避難動線の整備（避難経路）

- ・公園の南側住民が地震・津波発生時に速やかに避難しやすいよう、海老山公園が公共用地に接する東西の道路用地（別途道路整備事業）において、避難動線を整備する。
- ・地形が急峻なため地形造成による階段整備は困難であり、造成を伴わないデッキ階段（打ち込み基礎）とする。
- ・階段の幅員は2.0m以上確保する。2.0mは3人が同時に移動できる幅員であり、避難時に、負傷者や高齢者が介助者とともに階段をゆっくりと登っていても、急ぐ人が追い越すことができ、階段で避難者の渋滞が発生しにくい。
- ・周辺道路からの入り口には、分かりやすい場所に、指定緊急避難場所の入口を明示する標識を設置する。



デッキ階段の事例
（宮城県気仙沼梶ヶ浦・避難路階段）

2 舗装広場・防災備蓄倉庫等の整備

(1) 整備方針

- ・自家用車での来園者のエントランス広場となる舗装広場を整備し、トイレ等の便益施設や公園の総合案内の場とする。
- ・指定緊急避難場所として、防災備品を収容できる防災備蓄倉庫を整備する。
- ・防災備蓄倉庫には体験学習等のレクチャールームや屋根付き休憩所を併設し、地域が体験学習やイベント等に活用し交流を生み出すことができる環境を整備する。

(2) 整備イメージ

ア 舗装広場

- ・自家用車での来園者のエントランスとして、駐車場に隣接して舗装広場を整備する。舗装広場と駐車場の境界部分には車止め（可動式）を設置する。
- ・海老山公園の総合案内の場として、総合案内板（マップ付）、防災案内板（指定緊急避難場所の周知、防災施設位置図）、歴史案内板（五日市と海老山）、自然案内板（海老山の桜、植物、野鳥、昆虫など）を設置する。
- ・エントランスのシンボルとして、既存のあまんじゃくのモニュメントを移設する（説明碑含む）。

イ 防災備蓄倉庫・コミュニティスペース（体験学習施設等）複合施設

- ・防災備蓄倉庫は、120 m²程度の規模を設定し^{※1}、その中で、防災備品と合わせて、地域が海老山公園の管理運営や体験学習等の実施に必要な備品類も収容できるようにする。
- ・複合施設には防災備蓄倉庫と併せて体験学習等の利用が可能なコミュニティスペースを設置する。（学校1クラス35人程度が利用可能な54 m²）^{※2}
- ・コミュニティスペースに面して屋根付き休憩所（学校1クラス35人程度が休憩可能な60 m²）^{※3}を整備し、屋内と半屋外（屋根付き休憩所）が一体的に利活用しやすいようにコミュニティスペースの間口を大きく開くことができる構造とする。
- ・屋根付き休憩所は、日常利用では多目的広場利用者やグラウンドゴルフ利用者の休憩場所としての利用を想定する。また、多目的広場と一体的な地域イベントの場として、竹を使ったイベント等の工作の場であったり、防災イベントの開催など、多目的な利用に対応しやすいものとする。

※1：近隣公園兼一次避難場所の機能を持つ他事例における防災備蓄倉庫（約140 m²）や、地域行事の備品倉庫として活用されている海老山会館（約60 m²）を参考に倉庫面積を設定。

※2：レクチャールームの原単位 1.5 m²～2.0 m²/人（「自然公園等施設技術指針（令和4年3月改訂）」（環境省）

※3：休憩所の原単位：1.5 m²/人（「自然公園等施設技術指針（令和4年3月改訂）」（環境省）

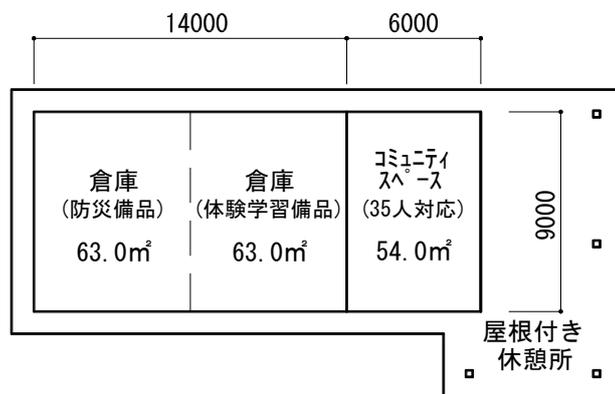


図 防災備蓄倉庫・コミュニティスペース（体験学習施設等）複合施設の平面イメージ



イメージスケッチ

※イメージスケッチは、現時点のイメージであり、実際の整備内容とはデザイン、仕様等が異なる場合があります。

3 トイレの再整備

(1) 整備方針

- ・ 自家用車の来園者のエントランスとなる舗装広場に、誰もが利用しやすいトイレを再整備する。
- ・ 徒歩での来園者のエントランスとなる入口広場に、誰もが利用しやすいトイレを新設する。
- ・ 災害時に利用可能な非常用トイレを整備する。

(2) 整備イメージ

ア トイレ

- ・ 公園全体でのトイレの便器数は、一般的な想定必要数は、海老山公園全体の利用可能面積約 1.5ha×最大時在園者数 88 人/ha^{*1}×トイレ利用率 1/55^{*2}=2.4 基より、3.0 基の整備が考えられるが、地域イベント時の利用集中を考慮するとともに、現状の便器数(8.0 基)と同水準のサービスレベルを維持することとし、便器数は8基を設定する。
- ・ 8基の内訳は、男女同数の便器数を確保するものとし、舗装広場トイレ7基(女3基+男大1基+男小2基+バリアフリースイートイレ1基)、入口広場トイレ1基(バリアフリースイートイレ1基)とする。
- ・ 大便器は全て、誰もが利用しやすい洋式とする。
- ・ こども連れが利用しやすい機能の導入を検討する。(授乳やおむつ替えに利用できるベビー休憩室等)
- ・ ピクニック広場においてインクルーシブな遊び場を整備することから、バリアフリースイートイレへの大型ベッド(介助を要する肢体不自由者(児)等が利用)の設置や、乳幼児設備やオストメイト用設備の設置(男女一般トイレへの分散)を検討する。

イ 非常用トイレ

- ・地震・津波発生時の指定緊急避難場所として、津波の及ばない広場約 6,400 m²（多目的広場約 3,000 m²+ピクニック広場北側 2,200 m²+ピクニック広場南側約 1,200 m²）に対して、一時的な避難可能人数は約 1,800 人^{※3}~3,200 人^{※4}が想定され、災害発生当初のトイレ利用率 1/50（避難者 50 人あたり 1 基）^{※5}を考慮すると、計算上 36 基~64 基のトイレが必要となり、この数の非常用トイレを確保することは現実的でない。
- ・そのため、まずは一時的な避難可能人数の 3 日分の携帯トイレを防災備蓄倉庫に備蓄することを検討する。
- ・このような携帯トイレの備蓄との組み合わせによる対応を前提とし、停電+断水時でも利用可能なマンホールトイレ（貯留式等）を舗装広場等に整備する。広島市内の大規模公園や避難所となる小学校等での整備レベル^{※6}を踏まえ、5~10 基程度で設定する。
- ・その場合、マンホールトイレの内訳は、バリアフリー対応 1 基、残りを女性用：男性用 = 3:1^{※7}の比率で設定し、女性用と男性用のトイレの位置はある程度の離隔を確保する。

※1：都市公園利用実態調査（コロナ禍前の平成 26 年度調査の値を参照）による近隣公園の最大時在園者数 88 人/ha

※2：都市公園技術標準解説書におけるトイレ利用率 1/80~1/30 の平均値は 1/55

※3：有効避難単位面積 2 m²/人以上（「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第 2 版）」（国土交通省））

※4：避難場所の居住スペースはスフィア基準に沿って 1 人あたり最低 3.5 m²（「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和 6 年 12 月改訂）」（内閣府））

※5：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和 6 年 12 月改定）」（内閣府）

※6：ひろしまスタジアムパーク 20 基、皆実小学校 11 基、千田公園 10 基（広島市）

※7：災害時の避難所でのトイレの男女比率は女性：男性 = 3：1（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和 6 年 12 月改定）」（内閣府））

4 多目的広場の整備

(1) 整備方針

- ・多目的な公園利用や地域のイベント活用等に使いやすいよう広い土の広場を整備する。
- ・明るく開放的で、見通しがよい広場とする。

(2) 整備イメージ

- ・現在、段々状に小分けとなって使い勝手や見通しの悪い広場を、一面の広い開放的な広場に造成し、多目的な公園利用や地域のイベント活用等に使いやすくする。(約 3,000 m²)
- ・定例的なグラウンドゴルフ利用に対応し、正規のグラウンドゴルフコースを配置可能な広がりとする。(15m×2 コース、25m×2 コース、30m×2 コース、50m×2 コース)
- ・健康遊具を配置し、日常的にストレッチ等の健康づくりが楽しめるようにする。
- ・スポーツ利用として、テニスの壁打ちやバスケットボールの 3×3 が楽しめる兼用コートを整備する。
- ・日陰で休憩をとりやすいよう、屋根付き休憩所を分散的に配置する。
- ・防災備蓄倉庫・コミュニティスペース（体験学習施設等）複合施設や屋根付き休憩所に隣接し、町内運動会など地域の様々なイベントに活用しやすい広場とする。
- ・イベントステージ（常設）の整備を検討する。(ステージ利用頻度と平常時の使い勝手を考慮して整備の必要性を検討する)
- ・目線の高さの見通しを遮ってしまう低木類は、開放的な見通しを阻害しない配置とし、見通しの確保を重視する。
- ・開放的な景観や見通しを阻害しないことを前提として、桜や紅葉が美しい樹種、景観シンボルや緑陰となる大木など、高木の既存樹は有効的に保存活用できるよう造成や施設配置を工夫する。
- ・災害時に炊き出しで活用できるかまどベンチを整備する。(必要な鍋や薪等は防災備蓄倉庫に収容する。)

5 設備の再整備

(1) 整備方針

- ・夜間の安全性、防犯性の向上に取り組む。
- ・地域の様々なイベントに活用しやすいよう必要な設備を整備する。
- ・指定緊急避難場所として、避難時に必要な設備を整備する。

(2) 整備イメージ

ア 電気設備

- ・利用可能エリア（広場、園路部）において、都市公園に必要な平均照度（5ルクス以上）を確保できるよう照明を整備する。
- ・ただし、自然ゾーンについては夜間は極端に人目が少ない環境のため、夜間に人を導かないよう夜間照明は設置しないことを検討する。
- ・防犯性を高めるため、防犯カメラの設置について検討を行う。防犯カメラが設置してあることを看板等で周知することも合わせて行うことにより、犯罪やいたずら等の抑止効果を高めることにつながる。
- ・地域の様々なイベント活用が行いやすいよう、広場や園路沿いには屋外コンセントを整備する。特に、桜のライトアップや、将来的な自動販売機等の設置への対応、自然ゾーンでの夜間イベント時の照明配置などが行いやすいよう配置を工夫する。
- ・屋外コンセントは全て施錠型とする。
- ・夜間の地震・津波発生時に地域一帯が停電していても緊急避難ができるよう、非常用電源装置（発電機等）の整備により、停電時でも避難経路や広場の照明が点灯するよう整備するとともに、要所の屋外コンセントにも電源供給できるようにする。

イ 給排水設備（機械設備）

- ・地域の様々なイベントに活用しやすいよう、各広場には立水栓や水飲み等を配置し、多目的広場等の土の広場へのグラウンド散水や、イベント時の水源として利用しやすいようにする。
- ・真夏の猛暑の季節や、降雨が少ない時期においても、花壇や植栽の育成や管理が行いやすいよう適所に散水栓を整備する。
- ・防災備蓄倉庫等の建築物の火災や山火事等への対策として、舗装広場等に消火栓や防火水槽等の設置を検討する。

6 ピクニック広場の再整備

(1) 整備方針

- ・花見の場の継承と魅力化に取り組む。
- ・誰もが楽しめるようバリアフリー化に取り組む。

(2) 整備イメージ

- ・既存の桜の健全化を図るため、桜同士の適正な間隔（8m～10m程度）の確保に取り組み（間伐も検討）、植栽基盤改良や若枝への更新剪定等の樹勢回復措置に取り組む。
- ・既存の桜を被圧している周囲の既存樹の剪定や間伐に取り組む。
- ・既存の桜を活かしつつ、適正な植栽間隔が確保可能な場所には、花色の濃い桜（ヨウコウ等）、樹形が特徴的な桜（シダレザクラ等）などのアクセントとなり桜の花風景全体の魅力が高まるような桜品種の新植を検討する。
- ・桜の開花時期に咲く低木の花木（ヒュウガミズキ等）の新植を検討する。ただし、低木が広場の見通しを遮らない配置とする。
- ・開放的な景観や見通しを阻害しないことを前提として、既存の桜に加え、紅葉が美しい樹種、景観シンボルや緑陰となる大木など、高木の既存樹は有効的に保存活用できるように園路や施設の配置を工夫する。
- ・車いす駐車区画からバリアフリーでピクニック広場を楽しめるように園路整備を行う。
- ・北側及び南側のピクニック広場にそれぞれ屋根付き休憩所を整備し、日陰で休憩できるようにする。
- ・北側ピクニック広場の屋根付き休憩所は、学校1クラスの35人程度が休憩可能な60㎡^{※1}を確保し、学校や公民館等の学習利用の際の休憩場所としても利用しやすいようにする。また、屋上部を展望デッキとし、桜咲くピクニック広場を見渡したり、北側の冒険遊具ゾーンを見下ろして楽しめるように検討する。
- ・北側ピクニック広場の屋根付き休憩所に面して幼児遊具及びインクルーシブ遊具広場を整備し、遊具遊びの休憩や見守りの拠点として一体的に利用できる配置とする。（北側斜面部の冒険遊具ゾーンは小学生以上のこどもを対象としたゾーンとして、幼児遊具広場とはゾーンを対象年齢を分けて考える。）
- ・ピクニック広場の芝生化について検討する。（きれいな芝生として維持できるか、維持管理体制を検討し芝生化するかどうかを判断する）
- ・ピクニック広場でのバーベキュー利用について、山火事につながる廃炭の始末のルールや仕組み等を検討する。
- ・歴史資源である「三十人の墓」を車いす駐車区画からバリアフリーで移動できるように園路を整備し、解説板を再整備する。
- ・災害時に炊き出しで活用できるかまどベンチを整備する。（必要な鍋や薪等は防災備蓄倉庫に収容）

※1：休憩所の原単位：1.5㎡/人（「自然公園等施設技術指針（令和4年3月改訂）」（環境省））



イメージスケッチ

※イメージスケッチは、現時点のイメージであり、実際の整備内容とはデザイン、仕様等が異なる場合があります。



インクルーシブ遊具イメージ
(身体的遊び=回る、揺れる)



インクルーシブ遊具イメージ
(精神的・情緒的遊び=
落ち着つける居場所)



インクルーシブ遊具イメージ
(精神的・情緒的遊び=手触りを楽しむ、音を楽しむ、砂遊び)

7 入口広場の再整備・冒険遊具ゾーンの整備

(1) 整備方針

- ・海老山公園に最初に出会う風景を開放的で明るく、ワクワクするものにする。
- ・斜面地形や高低差を遊び場の魅力として活かす。
- ・遊具の階段の幅員を広くし、避難経路の選択肢を増やす。

(2) 整備イメージ

ア 入口広場の再整備

- ・徒歩での来園者のエントランスであり、海老山公園の総合案内の場として、総合案内板（マップ付）、防災案内板（指定緊急避難場所の周知、防災施設位置図）、歴史案内板（五日市と海老山、穴戸氏関連）、自然案内板（海老山の自然の総合案内）を設置する。
- ・ウェルカム花壇として、現在の地域による花壇づくり活動を継承した花壇を再整備し、それら花壇に包まれたバリアフリーの舗装広場（雑草管理の低減化）として、街なかのポケットパーク的に、立ち寄り利用がしやすく居心地の良い広場とする。
- ・立ち寄り利用や、遊具利用時の休憩場所及び親の見守り場所として、屋根付き休憩所を配置する。
- ・舗装広場のトイレまでは高低差がある上に遠いため、立ち寄り利用、花壇づくり活動、遊具利用などに際し、誰もが利用しやすいトイレとして、バリアフリートイレ（1基）を配置する。
- ・宮島街道から海老山公園への入り口を示す道路標識の視認性が低下しているため、視認性が高く分かりやすい道路標識へのリニューアルを検討する。

イ 冒険遊具ゾーンの整備

- ・入口広場からピクニック広場までが、現状では個々に分断され、草木の繁茂等で見通しが悪くなっているため、見通しのよい開放的な斜面に改善し、斜面を活用した冒険的な遊具と階段（幅員 2.0m）で全体をつなぐ。
- ・戦国時代に穴戸氏の館や山城があった場所であることから、冒険的な遊具は山城の砦風の意匠をモチーフとすることも検討し、最上部の砦まで登ってみたいワクワク感が感じられる遊具とする。
- ・斜面部の各段の広場には、遊具利用時の休憩場所及び親の見守り場所として、屋根付き休憩所を配置する。
- ・階段の幅員 2.0mは、3人が同時に移動できる幅員であり、避難時に、負傷者や高齢者が介助者とともに階段をゆっくりと登っていても、急ぐ人が追い越すことができ、階段で避難者の渋滞が発生しにくい。
- ・海老山公園は桜の名所となっており、開放的な景観を阻害しないことを大前提としつつ、既存の桜や景観シンボル、緑陰となる既存樹は保存活用する。



イメージスケッチ

※イメージスケッチは、現時点のイメージであり、実際の整備内容とはデザイン、仕様等が異なる場合があります。

8 自然ゾーン・眺望広場

(1) 整備方針

- ・現状の自然の良さや、眺望の良さを活かした場所とする。
- ・自然資源、歴史資源を活かした学びを楽しめる場所とする。
- ・階段での移動が安全で、快適に利用しやすい環境整備を行う。

(2) 整備イメージ

ア 眺望広場

- ・眺望広場への階段を登り切った瞬間に広がる空と海の開放的な眺望景観を継承し、休憩所等の屋根が眺望を阻害しないように配慮する。
- ・現在の海への眺望に加えて、東西の市街地側への眺望をパノラマで開き、その眺望を維持するための継続的な樹林管理に取り組む（樹形の景観的な違和感のない切り戻し剪定を前提とする）。市街地側への眺望が開けることにより、五日市城跡や五日市港、海老塩浜などの五日市の歴史の変遷を学び楽しめる場所とする。
- ・その上で、眺望を楽しみながら日陰で休憩できる屋根付き休憩所を整備する。屋根付き休憩所には、眺望を通じた学びを楽しめるよう歴史解説パネルを設置し、歴史解説施設として、小中学校の地域学習や、公民館や自治会等によるガイドウォークの際に利用しやすい施設とする。
- ・現状の眺望パノラマサインに加えて、市街地側への眺望パノラマサイン（同じ視点場から過去に撮影された古写真等を掲示して五日市の変遷が楽しめる工夫等を検討する）、広島湾への解説板、歴史案内板（津久根島とあまんじゃく伝説、海老山城跡、五日市城跡、五日市港など）、三角点の解説板等の設置を検討する。
- ・海老山公園は桜の名所であるが、現状では眺望広場周辺には桜が無いため、開放的な眺望景観を阻害しない部分に桜を新植し、春には桜と眺望がセットで楽しめる広場とする。
- ・新植する桜の樹種は、自然ゾーンや眺望広場の雰囲気大切に、ヤマザクラ等の野生種の桜を検討する。
- ・自然ゾーン全体として夜間は極端に人目が少ない環境のため、夜間に人を導かないよう夜間照明は設置しないことを検討する。一方で、夜間イベントは開催しやすいよう屋外コンセントを設置する。

イ 自然ゾーン（階段・園路）

- ・階段での移動が安全で快適に利用しやすいよう、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月）」（国交省）に準拠した階段に再整備し、園路は舗装する。
- ・海老山の自然を学び楽しめるよう、園路沿い等に自然解説板を設置する。
- ・その他、園路沿いには眺望広場までの距離表示の設置等により、眺望広場が近づいている実感が得られる工夫を検討するとともに、ベンチ等の休憩施設を配置する。

- ・眺望広場同様に、自然ゾーン全体として夜間は極端に人目が少ない環境のため、夜間に人を導かないよう夜間照明は設置しないことを検討する。一方で、夜間イベントは開催しやすいよう園路沿いに屋外コンセントを設置する。



イメージスケッチ

※イメージスケッチは、現時点のイメージであり、実際の整備内容とはデザイン、仕様等が異なる場合があります。



眺望広場から望める多島美や空、海、町並みなどの眺望景観を継承する。
(屋根等が眺望を阻害しないよう配慮する)



屋根付き休憩所での歴史解説パネルの設置事例
(三原城跡歴史公園)

9 植栽計画

(1) 整備方針

- ・桜の名所としての魅力の向上を図る。
- ・桜以外の季節の花や紅葉などの充実化を図る。
- ・開放的な見通しを確保して明るく安心感がある公園にする。

(2) 整備イメージ

- ・公園全体として、植栽の繁茂により見通しが悪く防犯面で不安感の高い環境となっていることから、特に目線を遮る高さの既存の中低木や高木の下枝などを整理し、公園全体が明るく開放的で見通しのよい環境にする。
- ・公園全体として、開放的な景観や見通しを阻害しないことを大前提として、既存の桜に加え、紅葉が美しい樹種（トウカエデ、イチョウ、メタセコイア等）や景観シンボル、緑陰となる大木など、高木の既存樹は有効的に保存活用できるよう園路や施設の配置を工夫する。
- ・周辺から見て桜の名所と認識しやすいよう、周辺から見た桜の景観づくりに取り組む。周辺から見える場所の既存の桜はできるだけ保存活用するとともに、眺望広場など周辺からも視認しやすい場所に桜を新植することを検討する。
- ・桜の名所として、桜を健全に保つためには桜の性質を理解した適正で継続的な管理が必要であるため、そのための維持管理体制について検討する。

第8章 維持管理運営について

海老山公園では、地域住民や利用団体、行政との協働により、地域の魅力や防災力の向上に資する管理運営を目指している。そのための体制づくりや役割分担等を今後検討していく上での前提条件や課題を整理しておく。

1 維持管理運営の項目

- ・海老山公園の維持管理運営にあたっては、おおよそ下記の維持管理運営項目が想定される。今後、これらの維持管理運営のルールや体制の検討が必要であり、整備内容とセットで検討が必要な項目もある。

分類	主な維持管理運営項目
公園の基本性能を維持するための維持管理項目	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な植物管理（眺望維持のための樹林管理、樹木の剪定、草刈り） ・施設や設備の定期点検（遊具、設備、建築物等） ・施設の修繕や更新
公園の魅力を高めるための維持管理項目	<ul style="list-style-type: none"> ・より日常的で手厚い管理 （花壇の維持管理、トイレの日常清掃、公園全体のゴミ拾いや清掃、桜を健全に保つための手入れ、土のグラウンド等園地の日常的な除草、芝生を整備する場合は高い頻度での芝刈りや除草管理など）
公園の機能を発揮するための運営項目	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所として機能させるための日常的な防災施設の活用（かまどベンチを使った炊き出し、非常用トイレの設置、耐震性貯水槽の使用など） ・防災イベント（避難訓練を通じた避難経路や課題のチェック、避難弱者を含めた避難支援体制の確認など） ・防災備品の整理、充実化
公園の魅力を高めるための運営項目	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史資源、自然資源を活用した遊びや学びのアクティビティの実施（利用団体、小中学校、公民館等との連携） ・地域によるイベントでの活用（にぎわい、交流） ・手作りでの憩いや学びの環境の充実化（竹など自然を活用したイベント、環境づくり、樹名板づくりなど） ・ARによる海老山城の復元

2 管理運営のルール等の検討

海老山公園の管理運営にあたり、下記の項目などについて、海老山公園としてのローカルルールや仕組みの検討が必要と想定される。

- ・ピクニック広場をはじめ、公園内でのバーベキュー利用について、山火事につながる廃炭の始末のルールや実施可能場所、ルールを守るための仕組みづくりや管理体制など。
- ・公園のイベント活用において、音楽演奏や音響設備を使ったイベントについては、近隣住民への迷惑にならない範囲で実施可能なルール（実施時間帯、音量、音の種類、事前の周知方法など）。
- ・コミュニティスペース（体験学習施設等）の管理体制や運用ルール。
- ・防災備蓄倉庫の防災備品の管理体制や管理ルール。防災イベントの実施体制。
- ・自動販売機、防犯カメラ等を設置する場合の設置主体や運用の仕組み。（自動販売機は災害時の避難者の飲料水として利用できるよう協定を結ぶことも考えられる）

3 管理運営の体制づくり

- ・海老山公園の再整備に向けて、管理運営の体制づくり（実施主体と役割分担の設定）が必要である。
- ・平成 29 年の都市公園の改正により、公園を対象とした公園協議会制度が創設された。公園協議会とは、公園管理者（行政）が、公園の利用者の利便向上に必要な協議を行うため、自治会などの地域関係者や公園利用団体、学識経験者等により協議会を組織し、公園独自のルールづくりや、公園イベントの実施調整などを行い、公園の有効活用に取り組むものである。
- ・公園の管理運営体制としては、地方自治法の一部を改正する法律が平成 15 年に公布・施行され、民間事業者等に公の施設の管理運営を委ねることができる「指定管理者制度」が設けられ、多くの都市公園においても指定管理者制度が運用されている。指定管理者としては、民間の事業者、NPO 法人、自治会、ボランティア団体なども含めて、施設の管理者を決めることが可能である。
- ・海老山公園においては、今後、持続的に地域の多様なニーズに対応できる公園、災害時に避難場所としての機能を発揮し活用できる公園としていくため、(仮称)海老山公園維持管理運営協議会を設置し、維持管理・運営手法や、役割分担等を協議・調整・決定することとしている。
- ・その中で、指定管理者制度等の様々な手法の活用も含めて、海老山公園の再整備後の管理運営体制を検討していく必要がある。
- ・工事完了後も、官民がしっかりと連携しながら管理運営に取り組んでいけるよう検討する。

※ 裏表紙は、令和6年11月広島市撮影



佐伯区

